

2020年6月定例県議会 代表質問

2020年6月25日

日本共産党 宮川えみ子県議

宮川えみ子です。日本共産党県議団を代表して代表質問を行います。新型コロナウイルス感染症で治療されている皆さんにお見舞い申し上げます。また、崇高な使命の元、懸命な医療に当たられている医師及び医療関係者の皆さんに心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症で、世界的には929万人の累計感染者と47万人の死亡者を出し増え続けています。国内での感染者は1万8千人に迫り、死亡者は950人を超えました。福島県内の感染者は82人を確認しています。WHOのテドロス事務局長は、パンデミックは加速していると警告しています。

福島県は5月14日に、全国は25日に緊急事態宣言が解除となりましたが、主要都市は今も感染者が出続けており、また、海外との往来再開など経済活動が進むにつれて、第2波・第3波が心配されます。

経済的な影響は宣言解除後も深刻さを増しており、飲食業等従来の来客や収益が見込めない業種も多く、非正規をはじめとした労働者の解雇も広がっています。

総務省の4月度労働力調査では、非正規労働者は前年同月比で97万人も減っています。福島労働局のまとめで、3月以降の新型コロナに関わる解雇は28社・394人です。

共産党県議団は実態を把握するため、医療や介護、障がい者施設や経済団体、大学・短大等の皆さんと懇談し要望を伺い、県や各自治体に届けてきました。

黒川前検事長の定年延長に関わる憲法違反の検察庁法案は、1,000万人のツイッターデモで撤回させました。福島の業者がかかわった実態のない「アベノマスク」の発注業務、持続化給付金の業務委託問題では、経済産業省・政府自民党とのずぶずぶの関係が問題になっています。国民に協力を求め一丸となってコロナ対策にあたるためにも、政治の不信感を払しょくさせなければなりません。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

1、(基本的考え方について)

新型コロナウイルスは「長丁場の対応」、「新しい生活様式」、「コロナ時代の新たな日常」を提起すると同時に、政治・行政・社会のゆがみと脆弱さを露呈しました。2000年前後から社会保障を敵視する企業利益優先の新自由主義的経済政策が幅を利かせ、大企業が空前の大儲けと488兆円という莫大な内部留保金を蓄積する一方、医療・福祉の改悪、非正規雇用の拡大など雇用破壊を広げてきました。

世界一の経済力を持ちながら、最も多くの死者を出しているアメリカの公的医療保険の無い格差の政治は資本主義の行きつく先を示しました。ヨーロッパも含めて共通しているのは医療・保健体制の縮小不備が被害を大きくしていることです。

温暖化と環境破壊が進行する中でパンデミックが短期的に繰り返されていますが、コロナ後は政治の大本を変えることが求められています。

日本共産党は、6月4日発表した提言で、①第2波の感染流行に備え、医療と検査体制を抜本的に強化する。②新しい自粛要請と一体の補償を・急いで必要な現場に届ける、③コロナ対策費は巨額な財源を必要とするが多くが一時的支出であり、東日本大震災の時と同様に特別会計で長期スパンで返済していく。当面国債で手当てし「応能負担を原則」で所得税や法人税などの一定の上乗せをする、大型開発や米国製高価兵器購入、辺野古新基地等不要不急の予算を見直すと提案しております。世論の力でイージス・アショアも事実上撤回させました。

2度にわたる消費税増税による経済の疲弊に加え、福島県は、大震災・原発事故、台風被害そして今回のコロナ対応と続いています。

新しい生活様式は新たな自粛の要請を意味しますが、国は「自粛と一体の補償」を行おうとしていません。

全国知事会も求めているように、自粛と一体の補償を基本として取り組んでいくべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

2、医療・検査体制について

日本の人口当たりのPCR検査数は、諸外国に比べけた違いに少なく、韓国は日本の8倍、アメリカは14倍、欧州諸国は20～30倍です。

広島・岩手・愛知など18道県の知事が、感染拡大を防止しながら経済・社会活動を正常化するため、「受動的検査」から「感染者の早期発見・調査・入院等による積極的感染拡大防止戦略への提言」を発表しました。

PCR検査は、濃厚接触者を幅広く捉えて大規模に検査を行えるようにし、感染者と接触した医療等の従事者や、入院患者・施設入所者等も検査の対象とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

日本医師会の「有識者会議」は、PCR検査に必要な予算を4,694億円と試算していますが、国の第二次補正予算では366億円にしかすぎません。桁違いです。

PCR検査の体制を抜本的に強化するため、財政措置を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県は、地域外来（発熱外来）をどのように支援していくのか尋ねます。

(医療機関に対する支援について)

県は、5月臨時議会で入院病床の確保支援を行い、今議会では医療従事者等の慰労金や手当金の支給事業を予算化しましたが、日本病院協会などの調査によればコロナ患者を受け入れた病院は億単位の赤字です。

感染者を受け入れる医療機関の減収や負担増に対する支援の拡充を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

それにしても、非コロナ対応の病院や診療所は財政支援が全くありません。大規模な受診抑制によって経営危機が深刻です。県保険医協会のアンケートでは、収入が減ったと言う医療機関が87%です。非コロナ対応と言っても地域外来での医師派遣協力など役割分担で地域医療を支えているのです。

ある眼科医は患者が半分・収入は8割減、これまでの資産で食いつないでいるが、新しく診療所をひらいたところは施設設備のローンもあり厳しいと言います。

県も地域の医療機関を絶対なくさないという立場で、感染者を受け入れていない医療機関を支援するとともに、財政措置を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

自民党政治の下で、「行革」や「構造改革」と称して、医療費削減・社会保障費抑制が続けられ、保健・公衆衛生の体制は大きく弱体化し、保健所はこの30年間で約半分に減り、職員定数は7,000人も減らされました。

公立・公的病院の統廃合、急性期病床の削減、医療ベッドの介護ベッド化等は、新型コロナ問題で重大な危機を招いています。

公立・公的病院等の再編統合の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

地域医療構想を見直すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

保健所に電話をかけても全くつながらないと県民から苦情が殺到しました。一方、職員の方々は過労死寸前です。

保健所の人員及び体制を抜本的に拡充すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

3、介護・障がい者福祉について

コロナによる減収は介護や障がい者事業所の基盤を崩壊させかねません。通所サービスの利用抑制等による収入減がほぼ全部の事業所で起きています。全国老人福祉施設協議会、日本障がい者協議会等関係者は強く財政支援を求めています。新たに生じた費用も大変になっています。

県は、通所介護事業所等における感染症対策のための費用について、どのように支援するのか尋ねます。

障がい者支援についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、就労継続支援事業所の利用抑制等や仕事の受注が大幅に減少し、支払い工賃や賃金が減少していることから、事業所が安定した運営を継続できるよう減収に対する支援策を講ずるべきと考えます。

県は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となっている就労継続支援事業所をどのように支援するのか尋ねます。

就労継続支援B型事業所の報酬体系の見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

4、経済・雇用支援について

「自粛と一体の補償を」との国民の声が政治を動かし、一律10万円給付、雇用調整助成金の上限引き上げ、家賃補助などで一連の前進がありました。改善すべき点は多くあります。最大の問題は支援が現場に届いていないことです。

雇用調整助成金は、休業者は600万人に上りますが助成金が支給されたのは数十万人程度に過ぎないと推定されます。このままでは大量の失業者が生まれてしまいます。

持続化給付金は150万件の申請で支給は100万件です。書類不備で4回もはねられた、あきらめる人も出ていると苦情が寄せられています。支給要件の緩和が必要です。県内の多くの市町村は、実態に即した支援を厚く行っています。

持続化給付金について、一刻も早い支給、支援の継続及び売上げが昨年同月比で50%以上減少したこととしている支給要件の緩和を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金について、特定月の売上げが昨年同月比で50%以上減少したことなどとしている支給要件を緩和すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金について、速やかに現金を支給するため、審査を事後とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国は「固定費の補償を」という声に押されて第二次補正予算で家賃支援給付金を創設しましたが、5月以降が対象となっています。

家賃支援給付金について、支給対象月を3月に遡及することを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県民の文化芸術・スポーツ活動を継続できるよう支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

文化芸術の復興に関する基金の創設を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

5、暮らしの支援について

（「緊急小口資金」について）

「緊急小口資金」は、国からの通達が示しているように、コロナで困っていれば何の縛りがなく借りられる内容です。しかし、生活に困っているのに事業者は該当しないとか、きわめて不適切な対応をしているところもあります。福島市では5月中旬で、1,000件の相談がありましたが、申請が153件で極めて少数です。

○個人事業主も含めて使える、○所得の減少が続き償還時に住民税非課税であれば返還が猶予される、○主な郵便局と労働金庫に受け付け窓口がある等、

生活福祉資金制度における緊急小口資金特例貸付について、制度の趣旨に沿った適切な貸付が行われるよう県及び市町村社会福祉協議会を指導すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（特別定額給付金について）

10万円の特別定額給付金は、いわき市では6月21日現在で8,000世帯以上が未申請です。住民票がない路上生活者、ネットカフェ利用者、DV被害者、また、申請が難しい高齢者や障がい者など一定期間が過ぎても申請がない場合は支援が必要です。

特別定額給付金を全ての方に給付できるように市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、大規模災害への対応について

台風や豪雨などの水害が多発する季節をコロナ危機の中で迎えています。地球温暖化の下で自然災害は今後とも避けがたいものです。今朝も震度5弱の地震が関東地方であり、地震は今年に入ってから頻発しています。

1、被災者支援について

昨年10月の台風19号と集中豪雨による被害について、罹災証明書は6月5日時点で、全壊は1,695件、大規模半壊が4,086件交付されています。ところが、被災者生活再建支援金の支給は、5月末で3,747件であり、支給率は約65%にとどまっています。罹災証明書は世帯に複数交付されている市町村があり、実際の被災世帯数よりも交付数は多い部分はありますが、依然として支援金を受け取っていない被災者の方がいます。

被災者の暮らしを再建するため、被災者生活再建支援制度を周知徹底すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

2、いわき市の夏井川水系は、台風・豪雨で、8か所の堤防決壊や越水により約4,200棟が床上・床下浸水の被害を受けました。被害にあった住民は、今も家の二階で生活し、被災した家を改修すべきか転居すべきか悩んでいます。

夏井川の改良復旧事業は、堤防が決壊した個所は、堤防の川側と住宅地側の両面にブロックを張ることが決まりましたが、住民は堤防決壊箇所だけを強化すると、その間の弱い部分が被害にあうのではないかと指摘しています。

夏井川の改良復旧事業において、住宅が密集している区間は堤防の両面をブロックで補強すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

3、夏井川の河川が大きくわん曲している箇所においては、洪水時に水位が上昇する恐れがあるため、堤防のかさ上げを実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

4、ダムของ事前放流について

県管理の二級河川、鮫川水系の四時ダムと高柴ダムの事前放流が決まりました。

一方、夏井川の支流の小玉ダムは、構造上、短期間で水位を下げるできません。

小玉ダムにおいて、下流の洪水発生防止のため、梅雨や台風の時期はあらかじめ水位を下げておくべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

9年前に大災害を引き起こした只見川の電源開発ダムは、大災害があった次の年から6月21日～10月10日までの期間は、ダムの空き容量を田子倉ダムにおいて洪水到達時のダム水位より3m下げて対応していると言います。この地域は上流が電源開発で下流が東北電力のダムです。

只見川流域のダムでも治水協定を締結し、事前放流を実施していくとのことですが、流域の安全安心のためにも、

只見川における発電用ダムの事前放流について、発電事業者に対し、実施方法等を地元で説明するよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

5、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染は、自然災害が起きた時の避難所の在り方についても対応が求められます。

避難者の密集を避けるため、より多くの避難所を確保すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

昨年の台風19号時には避難所の不足や避難所の在り方についても苦情や意見が寄せられています。

避難所の生活環境改善のため、県有施設における洋式トイレへの改修や冷暖房設備

等の設置を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

避難所に段ボールベッド等の資材を準備すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

避難所の環境改善を促進するため、市町村を財政支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

三、福島第一原発の安全な廃炉等について

1、東京電力福島第一原発の汚染水の海洋放出について、この間の意見聴取会では、県漁連、農林業団体から反対の意見が、さらに経済団体からも結論ありきはあり得ない、県内市町村議会からも地上保管を明確に求める、このような意見が相次いでいます。

9日には、国連のトゥンジャク特別報告者（有害廃棄物担当）は、いかなる決定も、新型コロナウイルスの感染拡大が一段落するまでは控えるべき、東電が言う、2022年夏ころ保管タンクが満杯になるという試算を否定する、という声明を発表しました。また、パブリックコメント募集の再延長も決まりました。

茨城県知事に加え宮城県知事も15日、県漁連の海洋放出反対の要請に対し「しっかりと国に伝えたい」と応じました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により十分な議論がされていない中、多核種除去設備で処理した汚染水について、結論を拙速に出すことなく、タンクでの保管を継続するよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

2、4月21日、内閣府の有識者会議が東北から北海道の太平洋沖にある日本海溝沿岸を震源とした地震の想定を公表しました。最大規模はマグニチュード9クラスとなり、広範囲に津波が到来する事、北海道や岩手の一部は30mになる、原発立地地区の大熊町沿岸は14mです。

東京電力福島第一原発では、水密性を理由に11mの防潮堤の嵩上げで対応していますが、地震との複合災害のことを考えれば不十分です。

内閣府が4月に公表した津波想定を踏まえ、福島第一原発の防潮堤をかさ上げするよう東京電力に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

3、福島第一原発で、内部被ばく検査、ホールボディカウンターの測定で別の作業員が代わりに受けていた事例が2016年から2020年2月までで31件発覚しました。被ばく検査という作業員の健康に関する重大な問題です。

県は、福島第一原発におけるホールボディカウンターの不適切な測定の原因に関する東京電力からの説明を踏まえ、どのように再発防止を求めていくのか尋ねます。

四、避難者支援と復興の在り方について

1、福島原発事故から10年目に入り、国会では被災者置き去りの福島復興再生特措法の改定が行われました。帰還困難区域を含む住宅の無償提供や賠償の打ち切りと被災者切り捨ても進んでいます。復興庁、環境省、経産省の3省は、帰還困難区域を除染しないままに避難指示を解除することも含めて検討すると伝えられ、県民に衝撃を与えています。

帰還困難区域の避難指示について、除染することなく解除しないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

2、原子力損害賠償について

避難指示等区域の精神的損害に係る賠償や宅地・建物等の財物賠償について、東京電力への未請求件数を尋ねます。

原子力損害賠償の消滅時効について、東京電力が援用しないように更なる延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

3、南相馬市の県の復興住宅に入居している、一人暮らしの浪江町からの避難者が、孤独死し2か月後に発見されました。

孤独死を防ぐため、避難者の実態を把握し、生活支援相談員による支援体制を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

4、イノベ構想の重点事業に位置付けられた国際教育研究拠点施設について、年間の運営費が100億円との有識者会議での提言です。5研究分野で5つの研究室を設ける、国内外の研究員、大学院生、スタッフを始め約600人規模で、雇用波及効果も合わせて5,000人規模を目指すと言います。

地元住民が戻らない中、研究者が家族と来るのか、移行してくる動機付けが作れるか、原子力災害で被害者が求めているのかが問われます。

研究分野は、ロボット・農業・廃炉・放射線の安全・健康・リスクコミュニケーションの各分野と言いますが、それぞれ既存の研究施設はあり、新たな5施設をつくらなくても研究は可能です。また、年間100億円の維持費で済むのか、国が本当に出し続けるのか、コロナ後の世の中をどう見据えているのか、多くの疑問が残ります。

国際教育研究拠点施設について、新たな施設整備は見直し、既存の施設を活用すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、豊かな学びの保障について

学年の締めくくりと新たなスタートをはさんで、3か月間という長期にわたっての休校で子どもの学習の遅れと格差の拡大、心身のストレスは深刻です。

1、(少人数学級の実現等について)

安倍首相は教員を増やすと言いますが、予算を見ると 3,100 人分で 10 校に一人の計算ですが、実際は特定警戒区域とされた 8 都道府県への加配で、本県には配分されません。日本教育学会も 13 万人の増員を求め、日本共産党も小中高に教員 10 万人の増員と、養護教員・教職員・学習指導員等 10 数万人の増員を求めています。1 兆円の予算規模ですが、子どもたちにプレゼントしようではありませんか。

新型コロナ問題では、身体的距離の確保を新しい生活様式の重要な一つとしていますが、学校は最も難しい状況になっています。児童生徒への豊かな学びの保障など心身の健全な発達を支え、きめ細やかな行き届いた教育を進めるため、本県は 30 人及び 30 人程度学級を行ってきました。

公立学校において、児童生徒の身体的距離を保つため、プレハブも含めて教室を確保すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

公立小中学校において、20 人程度で授業ができるよう教員の増員を国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

公立小中学校に加配教員の追加配置を含めた人的支援を行うべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

新型コロナ感染症の発生に伴い高校統廃合のための懇談会は、今年度に入ってから一度も開かれておりません。

県立高等学校改革懇談会が開催されず、十分な理解が得られないまま計画ありきで高等学校の再編整備を進めるべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

3 密を防ぎ新しい生活様式を取り入れることは高校も同じです。

県立高等学校において、20 人程度で授業ができるよう教員の増員を国に求めるとともに、県単位でも増員すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

2、田村市で 14 日間夏休み授業、喜多方市が 7 週連続の土曜授業など子どもにとって深刻です。勉強の遅れを取り戻すことは大事ですが、過密スケジュールで児童生徒を追い詰めることのないようにすべきです。文科省は教科書の 2 割を家庭学習等「授業外で」取り戻す通知を出し、家庭の負担が増え対応できない、さらなる格差を広げると懸念が広がっています。学校行事を一律になくすことをせず、体験や交流を通した、豊かな学びを保障することが大切なものと考えます。教育課程は再検討されるべきです。

公立小中学校の学校行事を含めた豊かな学びを保障すべきと思いますが、県教育委

員会の考えを尋ねます。

3、学校におけるエアコンの設置について

夏休みに食い込む授業が計画されています。長期休暇での体力の減少、マスクかけでの授業など熱中症に特別の配慮が必要です。いわき市ではエアコンは、中学校はほとんどこれから、小学校は半分です。

市町村立小中学校へのエアコン設置を支援すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

大笹生支援学校において、全ての普通教室にエアコンが設置されるまで、どのように暑さ対策を行うのか、県教育委員会の考えを尋ねます。

さる6月9日、35度を示した、全国一暑くなった福島県のある県立高校で、エアコンが入らなかったと聞きました。

県立高等学校のエアコンに係る電気代の予算を増額すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

4、学校の休み期間インスタント食品に偏ってしまった、食べ盛りで食費が大変だった等改めてバランスの良い、しかも安い費用でできる学校給食の持つ重要性が見直されています。

子どもの貧困が進んでいるところに、コロナの問題で暮らしが一層厳しい家庭が多くなっていますが、市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

以上で終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策への取り組みについてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たっては、一人一人が「3つの密」を避けることが重要であり、先の緊急事態措置においては、人と人との接触機会を極力減らすため、事業者に対して休業の協力要請を行ったところであります。あわせて、国に対し、全国知事会を通じて、休業要請と休業補償をセットで行うべきと要請するとともに、県として、休業要請や協力依頼に応じた事業者を始め、感染拡大防止に取り組む事業者に対して、協力金、支援金及び給付金を交付し、事業活動を支援しております。

再び感染が拡大する可能性が十分にある中で、感染拡大の防止と社会経済活動の回復を両立させていくためには、県民そして事業者の方々の新しい生活様式の実践とその継続が不可欠であります。

引き続き、新しい生活様式の定着を広く呼び掛けるとともに、国の交付金を最大限に活用し、新しい生活様式に対応した事業活動の支援に、しっかりと取り組んでまいります。

次に、多核種除去設備で処理した汚染水の取扱いにつきましては、これまで国の小委員会において社会的影響も踏まえ、様々な観点から議論が進められ、2月に報告書が取りまとめられたところであり、現在、国による関係団体等から意見を伺う場が開催されております。

4月には私自身が出席し、国及び東京電力において、具体的な風評対策の提示とトリチウムに関する正確な情報発信に責任を持って取り組むこと、農林水産業者や地元自治体を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に伺うこと、さらに、トリチウムを含む処理水の取扱いが本県の農林水産業や観光業に影響を与えないよう、求めたところであります。

今後とも、国に対し、幅広い関係者の意見を丁寧に伺いながら、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

総務部長

特別定額給付金に係る市町村への支援につきましては、市町村において、住民基本台帳に登録されていない方も含め、全ての方に給付できるよう作業を進めているところであり、県では、市町村からの相談に対し、国との協議内容の共有を含め適時助言を行っており、引き続き、市町村の給付事務の支援に取り組んでまいる考えであります。

保健福祉部長

PCR検査につきましては、保健所が積極的疫学調査を行い、接触者の職業や所属する集団の特性、感染者との関わりなどを丁寧に確認した上で必要とされる方を広く対象としているところであり、感染拡大防止のため、引き続き、適切に対応してまいります。

次に、PCR検査の体制につきましては、国の財政支援を活用し、民間検査機関への委託や新たな検査機器の整備により充実を図ってまいりました。今後も、検査体制の強化と確実な実施に向け、国に必要な支援を求めてまいります。

次に、地域外来につきましては、帰国者・接触者外来に加えて、発熱者等の診察を担うことにより、地域住民の不安解消と医療従事者の負担軽減を図る重要な取り組みであ

ることから、設置に必要な診察室及び備品等の整備費や運営費、防護服等の感染防止に必要な物資について支援しております。今後も、関係機関と調整を図りながら、設置・運営に必要な支援を行ってまいります。

次に、感染者を受け入れる医療機関への支援につきましては、国に対して、交付金の拡充や十分な財源措置を強く求めてきた結果、国の第二次補正予算において、病床確保に対する交付金の増額等の措置が盛り込まれたところであります。今後、支援措置の詳細を確認しながら、必要な支援が行えるよう、適切に対応してまいります。

次に、感染者を受け入れていない医療機関への支援につきましては、感染拡大防止を図りつつ地域に必要な医療を確保するため、国に財政支援を求めながら、マスクや消毒液などの医療物資を確保・配布してまいりました。引き続き、国の財政措置を活用し、医療機関が行う感染拡大防止対策の取り組みを支援してまいります。

次に、公立・公的病院等の再編統合につきましては、地域全体で考えることが重要であることから、感染症への対策も含めた医療提供体制の現状や将来像を踏まえ、各病院や市町村など関係機関と丁寧に議論を進めてまいります。

次に、地域医療構想につきましては、今後の高齢化・人口減少社会において、重要となるまちづくりを始めとした広範囲の視点を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしており、医療審議会や地域医療構想調整会議の意見を聴きながら判断してまいります。

次に、保健所の人員及び体制につきましては、保健・医療等のニーズに適切に対応するため常に見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策等の緊急かつ大規模な課題については、所属間の応援派遣や会計年度任用職員の採用、外部委託なども活用し対応してまいりました。今後も、保健・医療を取り巻く様々な状況を踏まえて保健所の体制等を検討し、適切に対応してまいります。

次に、通所介護事業所等への支援につきましては、介護サービスの提供を継続するために必要な物品の購入や、清掃・消毒費用、外部講師を招いた研修の実施費用など、感染症対策に要する費用に対し、国の交付金を活用して助成することとしております。

次に、就労継続支援事業所の支援につきましては、福島県授産事業振興会に配置した事業所支援コーディネーターによる商品開発や販路開拓、宅配サービスの立ち上げ支援などに加えて、今回、国の補助事業として示された生産活動に影響を受けた事業所に対する助成制度を活用することとしており、引き続き、事業所運営の支援に努めてまいります。

次に、就労継続支援B型事業所の報酬体系の見直しにつきましては、平成30年度報酬改定の影響に関して、国が実施した経営概況調査や工賃実績調査などの分析を行うとともに、県内の事業所の意見を伺いながら、必要な対応を検討してまいります。

次に、緊急小口資金特例貸付につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う特例措置やその運用について県社会福祉協議会に適時通知し、窓口の市町村社会福祉協議会にも徹底を求めているところです。今後とも、適正かつ効果的な運用が行われるよう指導・助言してまいります。

商工労働部長

持続化給付金につきましては、全国知事会と連携して国に要望を重ねてきた結果、フリーランスや創業間もない事業者などへも支給対象が拡大され、また、支給の迅速化のため申請を支援する体制も整備されたところであります。

次に、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金につきましては、休業要請等に協力し、支援金の交付を受ける事業者と同様、売上げが一定以上減少している事業者に対して交付することとしております。

次に、給付金の審査につきましては、迅速に審査する体制を整え、先週、17日から受付を開始したところであり、速やかな交付に向け取り組んでまいります。

次に、家賃支援給付金につきましては、国の第二次補正予算に盛り込まれ、現在、制度の詳細について国において検討されているところであり、今後、申請手続の簡素化など、必要に応じて国に要望してまいります。

文化スポーツ局長

文化芸術・スポーツ活動につきましては、地域の魅力を高め、県民の元気や活力を生み出す大きな力になるものと考えております。このため、県芸術祭やふるさとの祭りなど、成果を発表する場の確保を始め、感染拡大防止を図りながら、地域における様々な活動が継続できるよう関係の皆さんの取り組みを支援してまいります。

次に、文化芸術の復興に関する基金の創設につきましては、文化芸術は、地域の活性化を図る上で重要な役割を担っており、国の第二次補正予算において、文化芸術関係者や団体を、支援するとされているため、国の動向を注視してまいります。

二、大規模災害への対応について

危機管理部長

被災者生活再建支援制度につきましては、住まいの支援制度に係るチラシやガイドブックを作成し、ホームページに掲載するとともに、市町村における災証明書の交付時に市町村独自のチラシと併せて被災者の方へ周知していただいております。引き続き、市町村と連携し、制度の周知に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における避難所の確保につきましては、市町村に対し、避難者の密集を避けるため可能な限り多くの避難所を開設するよう要請するとともに、高齢者など重症化リスクが高い方の避難所としてホテルや旅館を活用することができるよう、市町村への補助制度を創設いたしました。また県民に向け、安全な親戚・知人宅も含め、あらかじめ避難先を考えていただくよう、引き続き、周知してまいります。

次に、県有施設を避難所として使用する場合の生活環境改善につきましては、企業との災害時応援協定に基づき、必要に応じて洋式の仮設トイレや、暖房器、移動式のクーラーなどの資機材を速やかに調達することとしております。引き続き、国のプッシュ型支援も活用しながら避難所の環境改善に取り組んでまいります。

次に、避難所の新型コロナウイルス感染症対策のための資材につきましては、マスクや消毒液、手洗い石けんなど、基本的な感染対策に必要な物資に加え、段ボールベッドや、世帯ごとに避難場所を区切るパーティション等を購入する費用について、市町村を補助する制度を創設し、支援することとしております。

次に、避難所の環境改善を促進するための財政支援につきましては、令和元年東日本台風の際、県の備蓄や国のプッシュ型支援の活用により、簡易トイレや段ボールベッドなどを避難所へ配備し、支援したところであります。引き続き、災害時において県の備蓄の活用や、支援物資の調達により、市町村による避難所の生活環境の整備を支援してまいります。

土木部長

夏井川の住宅が密集している区間につきましては、決壊箇所において、堤防の両面にブロックを設置することとしており、決壊箇所に隣接する区間においては、川側の堤防のり面にブロックを設置するとともに、住宅地側についてもり面の下部にブロックを設置し、堤防を補強する考えであります。

次に、夏井川の河川がわん曲する箇所につきましては、洪水時の水位上昇を考慮し改修を計画しております。

次に、小玉ダムにつきましては、令和元年東日本台風による洪水に対し、調節機能を果たしたところであります。このため、水害の発生に備え、事前に水位を下げることにについては、手法等を含め、今後、検討してまいります。

次に、只見川における発電用ダムの事前放流につきましては、発電事業者に対し、実施方法等について地元にて丁寧に説明を行うよう、ダムの許可権者である国と連携して求めてまいります。

三、福島第一原発の安全な廃炉等について

危機管理部長

福島第一原発の津波対策につきましては、現在、高さ11メートルの防潮堤の設置や建屋開口部の閉塞などの作業が行われているところであり、東京電力では、内閣府が示した津波想定についても福島第一原発への影響を九月末までに再評価し、必要な追加対策を講じていくとしております。引き続き、こうした津波対策が着実に実施されるよう、しっかり監視してまいります。

次に、ホールボディカウンターの不適切な測定につきましては、東京電力から、測定室に管理員を常駐させていなかったことや、協力企業における立入許可証の管理が不十分であったことなどが原因であるとの説明を受けております。このため、6月3日に東京電力に対して、徹底した管理と再発防止を求めるとともに、先週開催した労働者安全衛生対策部会において再発防止対策の報告を受けたところであります。

四、避難者支援と復興の在り方について

企画調整部長

国際教育研究拠点につきましては、有識者会議の最終とりまとめにおいて一流の研究者を招へいするため、他の地域にはない一線級の施設・設備を整備することも重要とされております。この拠点に対する地域の期待も大きいことから、県といたしましても、国と一体となり、拠点の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

避難地域復興局長

帰還困難区域の避難指示解除につきましては、放射線量が低下していること、除染作業が進捗していること、県、市町村、住民と十分な協議がなされていることといった国が示した3つの要件に基づいて進められるものであると考えております。帰還困難区域の復興・再生につきましては、政府に要望しているところであり、引き続き、様々な機会を捉え、国が責任を持って対応するよう求めてまいります。

保健福祉部長

生活支援相談員による支援につきましては、被災者への訪問活動を通して安否確認や相談対応を行い、避難者の実態把握に努めてきたところであり、今後は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して訪問等を行うとともに、地域の関係機関との情報共有や連携体制の強化を行うなど、しっかりと避難者支援に努めてまいります。

原子力損害対策担当理事

避難指示等区域の賠償につきましては、東京電力に確認したところ、本年5月末現在で、精神的損害に係る賠償は、797人が未請求となっており、宅地・建物等の財物賠償は、課税情報などから把握できた約3万7,900件に請求書を送付し、うち約3万7,500件を受け付けております。

次に、消滅時効につきましては、これまで、東京電力に対し、将来にわたり時効を援用しない旨の具体的な表明などを求めるとともに、国に対しても、指導の強化や法制度の更なる見直しを含め、必要な対応を講ずるよう要請してまいりました。引き続き、国及び東京電力に対する原子力損害対策協議会の活動等を通し、被害者が請求の機会を失うことのないよう取り組んでまいります。

五、豊かな学びの保障について

教育長

公立学校における身体的距離を保つための教室の確保につきましては、国が示した環境衛生マニュアルにおいて、本県の現在の感染状況を踏まえた身体的距離の目安は1メートルとなっており、40人学級での通常の授業が可能となっております。今後は、感染の状況に応じて、分散登校等を実施することにより対応してまいります。

次に、公立小中学校の教員につきましては、いわゆる標準法により決定される数に加え、本県独自の少人数教育などに必要な教員数を確保し、配置しているところであります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大時にも対応できるよう、身体的距離の確保に必要な施設や教職員配置の在り方について国に検討を求めてまいります。

次に、公立小中学校における人的支援につきましては、児童生徒の実態を把握している教員によるきめ細かな指導を重視し、新たな教員の加配ではなく、教員等を支援するスクール・サポート・スタッフの増員を行うこととしたところであります。これにより、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう支援してまいります。

次に、県立高等学校の再編整備につきましては、生徒数が急速に減少する中であって、一定の集団規模を確保し、魅力ある教育環境を提供するために進めているところであります。今後は感染予防対策を行った上で、引き続き改革懇談会を開催し、統合校の教育内容について丁寧に説明するとともに、懇談会以外にも直接の当事者である中学生や

保護者を対象とする説明会を開催して周知を図るなど、地域の理解を求めてまいる考えであります。

次に、県立高等学校の教員につきましては、いわゆる標準法により決定される人数を配置しているところであります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大時にも対応できるよう、身体的距離の確保に必要な施設や教職員配置の在り方について国に検討を求めてまいります。

次に、学校行事を含めた学びの保障につきましては、児童生徒の豊かな心を育むため、様々な教育活動の目的や意義を改めて確認し、学校の実態に合わせて精選した上で実施することが重要であると考えております。このため、感染症対策の徹底を図りつつ、東日本大震災を乗り越えてきた本県の経験をいかし、体験活動や学校行事を通して人と人との交流を大切にするなど、各学校の創意工夫により、児童生徒の豊かな学びの保障に努めてまいる考えであります。

次に、市町村立小中学校へのエアコン設置につきましては、市町村が国の交付金を活用して進めているところであり、統廃合等を予定している学校を除き、今年度中に全ての小中学校の普通教室にエアコンが設置される予定です。今後とも、計画どおり設置できるよう、市町村の進捗状況を把握しながら必要な支援をしてまいります。

次に、大笹生支援学校につきましては、現在、大規模改造工事中ではありますが、既設分を含めると7割を超える普通教室にエアコンを整備済みであり、これに加えて整備済みの特別教室を活用することにより、全員がエアコンの設置された教室で授業を受けることができる環境が整っております。

次に、県立高等学校のエアコンに係る電気代の予算につきましては、これまでも必要額の確保に努めてきたところであり、今後も天候や予算の執行状況等を注視しながら適切に対応してまいります。

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

【再質問】

宮川県議

再質問いたします。

知事に自粛と一体の補償のことで、再質問いたします。国にセットで要請を行っているということですが、先ほど申しあげましたように、国はそうになっていないわけですね。ですから、例えば50%以上でないとは補償しないというような枠をつくってしまったりですね、県もそれにならっているからそういう枠をつくっちゃっているわけですね。そういう点においては、個別にいろいろ支援策を要望したんですけれども、各部長の答弁もそういう枠を作って厳しすぎる、そういう状況になっているわけです。つまり自粛と一体の補償になっていないということがはっきりしているわけです。

自粛と一体の補償が行われていない中で、多く人が苦しんでいるし、後追いでしかも遅い、そして何か月もかかると。こういう中で6月いっぱいまでに現金が来ないと、倒れてしまうという、そういう状況に今なっているわけですね。

新たな生活様式は、新しい自粛要請にほかなりませんから、そういうような認識では命も暮らしも守れないということになっていくと思うんですね。

ですから、自粛と一体の補償というのを本当に基本にして、そして発想を転換して文字通りそうなるように取り組んでいくべきだと思いますけれども、再度答弁をいただきたいと思います。

それから同じく知事に、汚染水処理問題で再質問をいたします。

いますごいんですね。国内でも世界でも海洋放出反対の意見が一挙に広がってきております。一昨日は全漁連が総会で海洋放出断固反対の特別決議を全会一致で採択と。それから今日の報道では反対・慎重も含めて県内18の市町村議会から意見書が可決されていると、こういう状況なんですね。そういうなかで、新型コロナウイルス感染予防に必死になっているときに、どさくさに紛れて、今年の夏までにやっつけてしまおうと、そういうようなことは絶対に許してはならないと思うんです。

ですから本当にこの思いをですね、知事自身がこういう様な心配の声、様々な声を代表して、海洋放出を止めて地上でのタンク保管をと、この声をはっきり今示すべきだと思います。

再度答弁をお願いいたします。

それから保健福祉部長にですが、大規模検査を行うことについての再質問です。

2月ですけれども、和歌山県では済生会有田病院で、病院の医師や入院患者など11人の新型コロナウイルスへの感染が確認されたときに、3週間後には安全宣言を出す、そういう通常業務を再開できたというこういう素早い対応を行ったわけですね。和歌山県の知事ですけれども、当時の国の基準に縛られず、無症状の人も検査も行き、家族はもちろん、出入りの業者、周辺の交通機関、飲食店、こういうところを含めて、そして検査体制がまだそろってなかったのも、となりの大阪府にも頼み込んで、徹底的にやりきったということなんですね。

ですから、そういう意味において、あれから3か月、4か月经ってきて、専門家は圧

倒的に PCR 検査をやるべきだというのが声になっているわけですね。

今必要とする方、どのぐらいの人が必要とすると見ているのかわかりませんが、今までの枠にとらわれず大規模な検査を行う、そういう体制を整えていくべきだと思いますが、再質問いたします。

【再答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答えいたします。

感染拡大の防止と、社会経済活動の回復を両立させていくためには、県民のみなさん、事業者のみなさんの協力による新しい生活様式の定着が不可欠であります。

県といたしましては、引き続き、新しい生活様式に対応した事業活動を支援していくため、国の支援措置を最大限に活用しながら、しっかりと取り組んでまいります。

次に、トリチウムを含む処理水の取り扱いにつきましては、様々な意見が出されているところであります。県ではこれまでも国に対し、具体的な風評対策の提示と、トリチウムに関する正確な情報発信に取り組むよう求めているところであり、引き続き国及び東京電力の責任において、幅広い関係者の意見を丁寧に伺いながら慎重に検討をすすめるよう、求めてまいります。

保険福祉部長

これまでのなかでは、濃厚接触者ということを中心に確かに検査を行ってまいりましたが、そのなかで現在におきましては、濃厚接触者に限らず、保健所が積極的疫学調査を行い、必要であると判断した際には PCR を検査するというところで現在検査を行っているところでございます。

【再々質問】

宮川県議

再々質問をいたします。

まず知事にです。自粛と一体の補償についてですが、国に最大限求めるということなんですが、国がそういう考えになっていないということで、先ほど申し上げましたように様々な困難があるわけですね。ですから、県も自ら自粛と一体の補償をというのを確立して、国にも強く求めるということが大事だと思うのですが、再度答弁をお願いします。

それから汚染水処理問題ですが、慎重に検討をという時期ではないというか、要する

にもう決めるというような国の姿勢なんです。原発の被害を受けた、そして当時者の県です。やっぱり知事の発言は非常に重大で、重いものがあると思うんです。世界でも、県内でも、本当に全国からでも（意見が）出されているこの問題は、みんな本当に流されてしまうのかなというその必死の思いが、今回みたいな大きな動きになっていると思うんです。ですから、はっきりと海洋放出やめよと、このことを言ってほしいと思うんですけど、再度お願いいたします。

それからですね、保健福祉部長に、保健所の問題で再質問いたします。

保健所の今までの流れを見てみますと、1995年に地方行革ということで、国がですね、保健所を減らす方針を出したんです。福島県も1997年からずっと減らしてきて、18か所だった保健所が、いま8つになったんです。いわき市は3か所あったんですけど、1つになっています。保健師は60人も減って、いま130人です。県の臨床検査技師は衛生研究所に移しちゃって、県の保健所には1人もいないんですね。それで今度のこのコロナの問題で、二本松郵便局でクラスターが起きて、そして、いわきでも東京に出張に行ったところの会社に勤めている人の子どもたちが勿来地区の勿来一小で、陽性になったということで、なんとかPCR検査してほしいという必死の電話がかかってきたわけですよ、夜中まで。その人がいうには、保健所に朝から晩まで電話したけど全然でない、そういう事態なんですね。それでいま保健福祉部長がそういう答弁をして、今度感染が出たとき、知事も含めて第2波に備えなくてはいけないというときに、どうするんですか、そんな体制の状況で。

私はもっとですね、いまの現状をリアルにみて、そしてとりあえず職員を増やすことか、増やす計画を立てていくとか、そういうことをやらないと、本当に対応できないと思うんです。部長に再質問をいたします。

それから教育長に、県立高校の教員増について再質問いたします。

5月中、分散登校でといったんですけど、分散登校で20人学級を経験したある教員の方は、これが教育のあるべき姿だと、そういうふうに言ってたんですね。

身体的距離を確保できること、一人ひとりに目が行き届く教育であること、本当に大事だと思うんです。40人学級は1m開けることすら困難で、身体的距離を確保できないという状況で非常に苦労しております。

ですから県としてもですね、とりあえず増員をして、そして国にも求めていくと、そのことをいまやるべきだと思うんです。もう一度、答弁をお願いします。

それから、エアコンの電気代の問題ですけど、忖度してつけないような現状です。忖度しないようにやってほしいと思います。再度答弁をお願いします。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

今後、仮に全国において、再び感染が拡大をし、施設の使用制限等を行う必要が生じた場合には、全国知事会とも連携をしながら支援を行う際に必要となる財源について、国に求めてまいる考えであります。

次に、トリチウムを含む処理水につきましては、国の小委員会において、風評被害などの社会的影響も踏まえ、様々観点から議論が進められ、検討結果がとりまとめられたところであり、政府として幅広い関係者の意見を丁寧に伺いながら、対応方針を決定するよう提言されているところであります。引き続き、国及び東京電力の責任において慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

保健福祉部長

今回のコロナウイルス対策につきましては、職員につきましては、県の保健所以外に勤務する保健師の応援体制や、県の保健所業務経験者の方の会計年度任用職員としての採用、あるいは先ほどでました、電話がつかないというものに関して、電話相談の窓口を外部委託するなど、拡充して対応したところであります。相談等にしっかり対応できる体制を整えるため、あらゆる手段を使いながら体制をつくっていきたいと考えております。

教育長

高等学校の教員のことでございますが、いわゆるクラス編成を見直してまで、県独自に配置するということにつきましては、標準法を上回る教員数を継続的に、安定的にということになりますので、これは困難でございます。分散登校のような手法もいろいろ使って努力をしていくわけですが、今後、感染拡大時も常時対応となれば、先ほどもお答えいたしました、そういった場合の身体的距離の確保に必要な施設の在り方、教員の配置も含めてですね、それらについては国に検討を求めてまいります。

それからエアコンの電気代につきましては、天候にももちろん左右されますし、現実の予算の執行状況、それから燃料代の単価なども、今はちょっと下がっていたりしますが、こういったことを総合的にですね、勘案しながら適切に対応してまいります。

以上